学　位　規　程

（目　的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条及び鹿児島純心女子短期大学学則（以下「学則」という。）第19条の２の規定に基づき、鹿児島純心女子短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要事項を定めるものである。

（学位の名称）

第２条　本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

生活学科　短期大学士（生活学）

英 語 科　短期大学士（英語学）

英語表記

生活学科　the Degree of Associate of Arts in Science of Living

英 語 科　the Degree of Associate of Arts in English

（学位授与の要件）

第３条　短期大学士の学位は、別に定める学位授与の方針及び学則第19条の２の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

（学位の授与）

第４条　学長は、卒業を認定したとき、学位を授与し、学位記を交付する。

（学位名称の使用）

第５条　本学より学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、本学名を次のように付記するものとする。

短期大学士（生活学・鹿児島純心女子短期大学）

短期大学士（英語学・鹿児島純心女子短期大学）

（学位授与の取消）

第６条　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為を行ったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

附　　則

この規程は、平成18年１月27日に施行し、平成17年10月１日から適用する。

この規程は、平成24年４月１日に改正し施行する。

この規程は、平成25年４月１日に改正し施行する。